

市税等がコンビニエンスストアでも納付できるようになりました

市では、平成22年4月から、これまでの取扱窓口（金融機関等や市役所）に加えて、市税等がコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。コンビニエンスストアで納付できる納付書にはバーコードが印刷されており、納期限内であれば曜日や時刻に関係なく、全国のコンビニエンスストアで納付することができます。

コンビニで納められる税金等

- ・市県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収分）
- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）

納めることのできるコンビニ

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、セーブオン、ミニストップ、ココストア、エーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、コミュニティストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ポプラ、ヤマザキデイリーストア

※太字は、下野市内にあるコンビニです

納付書の様式が変わります

コンビニ納付開始に伴い、納付書の様式が変更となります。

これまでは納税通知書に納付書がホチキス留めで綴られていましたが、これからは納付書が1枚ごとの単票形式に変わりますのでご注意ください。

※全期一括分の納付書と期別納付書が同封されますが、同時にご使用にならないよう、十分ご注意ください。

次のような納付書はコンビニエンスストアでは納付できません

- ・市県民税、固定資産税・都市計画税の全期前納納付書
- ・バーコードが印刷されていないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・平成22年3月31日までに送付されている納付書
- ・破損、汚損など、何らかの理由により、スキャナーで読み取りができないもの
- ・納期限が過ぎたもの
- ・金額が訂正されたもの

これまでどおり金融機関等でも納付することができます

コンビニエンスストアに限らず、これまでどおり、金融機関等及び下野市役所窓口（会計課・石橋窓口・南河内窓口）でも納付することができます。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554

クレジットカードのリボルビング支払って知ってます??

クレジットカードの申し込み時にリボ専用カードと解釈せずに契約し、「気づかないまま利用していた」「リボ払いの仕組みを理解せずに利用していた」などにより、「手数料ばかり支払って、支払残高が減らない」「複数枚のクレジットカードでリボ払い利用して支払が困難になった」などから債務を重ね、多重債務に陥ることがあります。

また、リボ払いは月々の支払を一定額に抑えられるが支払期間が長期化し、手数料がかさみ、安易に利用を重ねると多重債務の一因になります。 そのような状況にならないために…

- カードの新規申込や設定変更をする場合は、細かな表示まで確認すること。
- 安易にリボ払いを利用しないこと。利用する場合は、リボ払いの仕組みをきちんと把握すること。
- 所有するカードの支払方法・利用明細を確認すること。
- 消費生活センターに相談すること。

下野市消費生活センター（市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内）

専用ダイヤル（44）4883

相談可能日 月曜～金曜（土日・祝日及び年末年始を除く）

受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。4月1日から開所時間に変更になりました。）

栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。（受付時間 午前9時から午後5時）

栃木県消費生活センターが4月1日より栃木県庁本館7階南（くらし安全安心課内）へ移転しました。新しい電話番号は028-625-2227です。